

平成16年度 生ごみ処理機等補助金

環境課 ☎66・1121

補助率 全機種100分の45

生ごみ堆肥化容器(コンポスト)

容量100リットル以上で、1世帯2基まで

(限度額1基 3千円)

密封発酵容器(ぼかし容器)

容量9リットル以上で、1世帯2基まで

(限度額1基 千円)

生ごみ処理機

生ごみを減量、消滅または堆肥化させる機器で、1世帯1基まで(限度額1万円)

※いずれも市内在住の方で、市内の業者(蒲郡ごみを考える会などの市が認める団体を含む)から購入されたもの。市税を滞納していないこと。補助対象はいずれか1種類。申請方法など、詳しくは環境課にお問合わせください。

子犬の里親さがし

環境課 ☎66・1121

子犬の里親さがし(譲渡会)を行います。希望者多数

の場合は抽選になります。県動物保護管理センター東三河支所に確認のうえお出かけください。

とき 4月13日・6月8日・

7月13日・8月10日・10月

12日・11月9日・12月14日・

平成17年2月8日・3月8

日の火曜日(午後1時)

ところ 県動物保護管理セン

ター東三河支所(豊橋市神

野新田町字京の割50-2)

持参するもの 印鑑

問合先 県動物保護管理セン

ター東三河支所

☎0532・33・3777

コミュニティビジネス発表会

商工観光課 ☎66・1118

蒲郡商店街振興組合は、地域の問題を商店街地域の事業として取り込めないか検討してきました。その結果、商店街に「地域の茶の間」を創ろうということになりました。その検討内容などの報告をします。

商店やまちづくりに関心のある方は、ぜひ、ご参加ください。

とき 4月15日(木)

午後7時

ところ 市民会館大会議室

身体・精神に障害のある方が利用する軽自動車などの減免について

税務課 ☎66・1115

身体または精神に障害があり、車を所有している方は、税金の減免を受けることができます。ただし、障害の区分・等級により減免に該当しない場合があります。

対象者 身体障害者・戦傷病者・療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、本人が使用または障害者の通学・通院・通所・生業のために使用する車を所有している方

減免される車 普通自動車・軽自動車などのうち1人1台で、本人の所有する自動車(18歳未満の身体障害者または知的障害者もしくは精神障害者で本人と生計を一にする方の所有を含む)に限り、ます。

◆新たに軽自動車の減免申請をする方
申請場所 市税務課軽自動車税担当

持参していただくもの
○印鑑 ○免許証

○車検証 ○身体障害者・

戦傷病者・療育・精神障害者保健福祉手帳 ○運転者と障害者が同一世帯でない場合は「自動車税等にかかわる生計同一証明書」または「常時介護証明書」(減免申請以前1カ月以内に福祉課で交付を受けたものに限る)

申請期限 5月24日(月)

◆軽自動車で前年度に減免の適用を受けた方

3月中旬に郵送しました「減免を受けた軽自動車等の現況報告書(申請書)」が新年度の減免申請書となります。まだお手元をお持ちの方は、該当する事項を記入のうえ、税務課まで返送してください。

◆身体障害者用に改造してある軽自動車

車椅子の昇降装置や車止め、浴槽の設置など身体障害者用に改造してある軽自動車を所有されている方は税金の減免が受けられます。営業用、自家用の別は問いません。詳しくは市税務課軽自動車税担当にお問合わせください。

申請期限 5月24日(月)

※普通車の減免申請は愛知県東三河県税事務所へ。

☎0532・54・5111

お気軽にご相談ください 相談は無料。秘密厳守です。

名称	とき	ところ	相談員	問合先
人権相談 行政相談 談話	4月14日(金) 午前10時~午後4時	市民相談室	石原 庸隆 榎本 保	市民課 ☎66・1110
	4月21日(金) 午前10時~午後4時		松井 慶彦 金澤 佳子	
交通事故相談 (予約制)	4月21日(金) 午後1時~4時		愛知県相談員	

名称	とき	ところ	相談員	問合先
法律相談 (予約制)	4月21日(金)・28日(金) 午後1時~4時 予約受付:4月21日(金)は4月12日(月)、4月28日(金)は4月19日(月)午前8時30分からです	市民相談室	弁護士	市民課 ☎66・1110
税務相談	4月13日(金) 午前10時~午後3時		税務相談室 豊橋分室相談官	税務課 ☎66・1116
介護相談	4月12日(木) 午前9時30分~正午		介護相談員	長寿課 ☎66・1176